

つながり

第9号

—定着支援センターだより—

発行：三重県地域生活定着支援センター

2016. 10. 1

もくじ

- 1、矯正施設からの利用者の受け入れをはじめて思うこと
社会福祉法人伊賀昴会 統括管理者 森徹雄氏
- 2、定着支援センターで看取ったある高齢者との日々は・・・
三重県地域生活定着支援センター 隠岐沙希子
- 3、地域生活定着支援センターが支援する人たちが福祉制度を利用しにくい理由
三重県地域生活定着支援センター 小野田正晴

日頃から定着支援センターに積極的な協力を頂いている昴会森さんのからの寄稿です

1、矯正施設からの利用者の受け入れをはじめて思うこと

法人の紹介

社会福祉法人伊賀昴会です。当法人は平成 12 年に精神障がい者の社会復帰施設として通所授産施設（日中活動・定員 20 名）を運営してきました。

平成 18 年度に障がい者自立支援法（のちの障がい者総合支援法）の施行をうけて、平成 23 年度に通所授産施設を就労継続支援B型事業（定員 20 名）と生活介護事業（定員 6 名）に移行しました。その後、開設当初からご家族からの希望であったグループホームの設置にとりかかり、平成 28 年 9 月現在で、グループホームは 14 か所（定員 57 名）、日中活動は 2 か所（合計定員 72 名）に拡大し、一日平均 70 名程度の方々に通所していただいております。詳しくは当法人のホームページをご覧ください。

受け入れ最初の頃

さて、三重県地域定着支援センターさんから矯正施設を退所された方（以下、利用者という）の受け入れをしてみませんかと言われたのはもう 3 年以上前のことでしょう

か。当初は矯正施設という言葉やどんな犯罪をおかしたのか、犯した方の障がいの程度はどれぐらいなのか、そのような方を本当に当事業所でご支援できるだろうかと大変心配したものでした。また、矯正施設からの退所は日が決められていて、当事業所を体験するという機会がないわけで、利用者と事業所とのマッチングが一発勝負になることも不安要因でした。

最初の受け入れ

受け入れを開始して、最初の利用者は軽度の知的障がい者で犯罪は（軽微な）窃盗で大きな犯罪ではないことから、今までの私たちの支援の延長線上で十分にご支援できるだろうと思っていました。ところが実際はなかなかうまくいくものではありませんでした。

この利用者の当事業所利用の一日目に言われた言葉が「スポーツ新聞を買いたい」でした。彼はギャンブル依存でお金を使い果たして犯罪をしたという経過がありましたので、いきなり過去の依存を刺激するようなものを購入させていいものだろうか心配になりました。

このような場合はすぐに定着支援センターさんにアドバイスを求め、再犯防止＝社会復帰という視点からこの利用所の支援をどう考えていくべきかという助言をいただきました。この助言で私たちの支援の方向性が明確になり、利用者との話し合いもブレることなく行うことができました。

2 人目以降の受け入れ

次の利用者の受け入れも大変でした。この利用者の場合は、障がい特性からなかなか過去の過ちを反省できず、短期間でその過ちを忘れてしまうという特性があります。ある職員が他の利用者と同様に話をしていたというだけでグループホームを放火したり（未遂に終わりましたが）、ある時は市内の商業ビルの女子トイレにはいたりしました。

1 か月に一回の頻度で定着支援センターさんや行政職員等の話し合いをもつのですが、この利用所からは「本当に申し訳ありませんでした。今後は二度とこのようなことはしません」と毎回いい、参加者全員でその確認をしっかりと行うのですが、1 か月もしない間に別の逸脱行動にはしるということが現在まで続いています。

私たちとしてはなぜこの利用者が上記のような行動をとったのかということをつぶさに分析に他機関からのアドバイスなどをうけながら、ひとつずつ具体的な支援の修正を行ってきました。女子トイレに入ったということでは、グループホームに帰るバスの待ち時間が1 時間以上あって、その空いた時間をどうしたらよいかわからなかった・そもそも女性に関心があったというのが利用者の言い分でした。そこで一緒に帰宅経路を考え、一人で行動しないことや空き時間をあまりつくらないこと、グループホームに

ついたら事業所職員に電話をすることなどを考え実行しています。

再犯防止という視点は不可欠です。利用者ご本人の希望はもっともですが、再犯防止と利用者の希望が例えば糸が重なり合って強く結びつき、簡単には切れないような、そのような支援の在り方が大切ではないかと思っています。

3 人目以降の利用者も同じように支援について模索しながら日々利用者ご本人と向かい合い話し合いを重ねています。

学んだ3つのこと

このように受け入れを開始して大切な視点を3点ほど述べてみたいと思います。

1点目はやはり利用者ご本人のことを真剣におもい、社会復帰させたい・してほしいという強烈な情熱を全職員がもつことだと思います。レッテルや偏見で利用者を見るのではなく、何に困っているのか、どんな障がい特性があって、どうすれば、着実に地域で生活していけるようになるのかということを実を日々真剣に考えにいていくことが大切です。

2点目は本当の連携が試されるということだと思います。当事業所だけでは利用者を支えきれない時があります。その場合は定着支援センターさんとすぐに連絡を取り合い、支援の方向性を決めます。本当に助かっていることは、何か問題が起こると、その日もしくは次の日には定着支援センターの職員さんが飛んできてくれることです。こうしたお互いの取り組み(連携)が利用者の社会復帰を後押ししているのだと確認しています。

3点目には利用者を支援できる職員の資質の向上＝教育が不可欠です。当事業所の場合はグループホームのほとんどの職員(パート職員含む)に三重刑務所へ見学にいらしてもらったり、それぞれの利用者のミニ会議に参加してもらい、意見を言ってもらって支援の統一を図っています。さらに年1回は定着支援センター職員さんをお招きした学習会を開催しております。

最後に

実際に受け入れをしてこの取り組みは絶対に必要で、他の多くの事業所さんでも是非とも開始していただきたいと思っています。支援にあたっては不安に思うことが多くあると思いますので、すでに受け入れている事業所との交流を始めるのもいいかもしれません。

何よりも定着支援センターという専門機関がありますので、どんどんアドバイスをうけながら、一人でも多くの利用者の社会復帰が促進されることを切に望んでいます。

(森徹雄)

定着で支援する方の中には高齢の方も多く、時には看取りまで関わる事もあります。

2、定着支援センターで看取ったある高齢者との日々は・・・

ピンポンを鳴らす。「今日はなんだったかな？」と出てくる、白髪で目がきりっとしたおじいさん。それがＹさんだ。Ｙさんはアパートで一人暮らしをしていた。自炊をして、掃除や洗濯などの家事も難なくこなしており、部屋はいつもきれいだった。

その生活に変化が見られたのは、定着支援センターが関わって3年が経った頃。私に関わったのも、ちょうどこの頃だった。なんとか生活をしているが、それでも一人暮らしをするには難しいように感じた。介護保険を使って少しでも暮らしやすくなればと思ったが、Ｙさんは「あと5、6年は自分でできますから」と言って笑っていた。

身寄りもなく誰とも関わりがないＹさん。私たちが受診や買い物に付き添っていた。一緒に外出することは楽しみにしてくれて、「今日は病院？」「そろそろ米買わないとなあ」と言ってニコニコしてくれる。その笑顔に励まされていたが、徐々にわからないことが増えていった。日にち、自分の年齢、キャッシュカードの使い方・・・排泄の失敗でズボンを濡らしていることもよくあった。少しずつだけど、確実に様子は変わっていった。わたしは一人暮らしのＹさんが心配でならなかったが、本人はそれほど困った様子はなかった。

Ｙさんはわたしの心配に伝えてくれたのか、あまり乗り気ではなかった介護保険のサービスを受け入れてくれた。最初はなかなか介護保険のサービスに馴染めない。Ｙさん自身も苦労したことだろう。ようやく慣れてきて、私たちと一緒に買い物や受診に行っていたことが懐かしくなるくらい、落ち着いた生活を送っていた。

そんなある日、Ｙさんから電話があった。「息子と会ったよ」と言われる。連絡もできるはずがない息子さんの話が出てくるのは意外だった。それから数日後、ヘルパーさんから、Ｙさんを訪問しても応答がないと連絡があった。外出でもしているのかと思いながら、Ｙさんの自宅を訪問した。亡くなっているＹさんを発見した。あれだけ毎日のように訪問していたのに、最期には全く、間に合わなかった。

わたしはいまだに後悔している。いまだに、早く行けばよかったと後悔している。Ｙさんとはたった1年の付き合いだったが、それ以上の時間を共にしたような気分である。こんな終わり方をするとは思わなかった。

息子と会った、という報告が、最後に交わした言葉だった。Ｙさんは息子さんとどんな話をしたのだろうか・・・。

今でも夏が来るとＹさんのことを思い出す。

(隠岐沙希子)

定着支援センターで関わっている利用者にとって福祉制度の利用は思っている以上にハードルが高いです。

3、地域生活定着支援センターが支援する人たちが福祉制度を利用しにくい理由

はじめに

地域生活定着支援センターは、刑務所や少年院に入っている高齢者や障がい者で、帰る家のない方の支援をしています。こうした高齢者や障がい者の多くは、就労自立は見込めず、中には日常生活上の介護支援が必要な方も少なくありません。福祉制度の利用が欠かせません。

しかし、こうした方にとって、福祉制度の利用はとても難しいのです。こういった人たちがいるのか紹介し、その理由を考えます。

(1) 住所地がはっきりしない

福祉制度はほとんど市町村単位で実施されていますので、所在地がはっきりしない方には適応されにくいのです。次のような方に住所がありません。

- いわゆるホームレスの方

住民票のない方も多くいます。そもそもどこにいたのか定かでない方もいます。生活保護を受けたいと思ってもどこの市町村役場に行けばよいのかわかりません。ほとんどの方は、また元のホームレスに戻ります。なじみのない土地の刑務所に入所することもあります。釈放されても、一層困惑したろろうと思います。こうした方に必要な制度は生活保護だけではありません。精神や知的障がいのある方が多いので、本来総合的な支援が必要な方たちです。

- 単身でアパート等に住んでいた方

住民票がありアパートに住んでいても刑務所に入るとアパートを失います。何年か先に戻ってきても住民票が残っているだけではもとの市町村の住民としては認められません。住む所を見つけないと生活保護の支給もされません。他の福祉制度ももちろん利用できません。

こうした方には知的障がいを疑わせる方がたくさんみえます。そうでなくても、長い間の貧困やその場しのぎの生活から、生活を営む力に欠けていたり、酒やギャンブル等への依存がある方がいます。必要なのは住まいと経済支援だけではないように思います。

- ほとんど刑務所暮らしをしてきた方

刑務所歴 20 回を超える方もいます。さぞかし凶悪かと思いきや、好々爺であることが多いものです。犯罪のほとんどは万引等軽微なものです。毎回、刑務所を出てきても行くところがないので、すぐに刑務所に戻ります。そもそも住所がないのです。

刑務所に行ったからと言って住民票ができることもありません。刑務所に慣れているようですが、皆様、「やはり刑務所は嫌だ」とおっしゃいます。知的障がいがあったり、家庭に恵まれず貧困であったり、その中でアルコールへの依存になったりした方がみられます。

(2) 本人確認ができない方

当センターの支援する方は以上述べた方が多いので、支援の第一歩は、住む所を見つけることです。この時に行き当たる困難は、少なくない方が、本人確認にさえ困ることです。運転免許証はもちろん、住基カード、マイナンバーカード、あるいは身体障害者手帳や障害者手帳等、写真によって本人確認できるものを全く持たないことは普通です。これでは、福祉制度の利用どころか住民登録自体が困難です。

それでも当センターの支援で福祉制度の利用ができた方についてはなんとか住まいを確保できるのですが、中には銀行預金等があり、生活保護が受けられない方もいます。印鑑、通帳がなく、身分確認ができないと、お金を引き出せません。年金の受給が可能だとわかって、口座を開設できないので受給申請できません。アパートを借りることもできません。これらの解決は支援者が入っても結構難しいものですから、こうした方が一人でできるものではありません。

(3) 地域生活定着支援センターの支援を通して見えること

こうしてみると、当センターの支援対象となる方の多くは、出所段階で福祉支援が必要であると言うのではなく、刑務所に行く前から支援が必要であったのだと言えます。

当センターは福祉支援の中でも、市町村の枠内に収まっていなくて、社会的に排除されてきた方を中心に支援しているのだと思います。

地域には、矯正施設には行かないが同じように社会的に排除されている方がいると思います。こうした方への支援が気になります。

福祉制度の利用のハードルを低くし、市町村の枠を超えて、困っている人を支援することが必要だと思います。

(小野田正晴)

(編集後記)

第8号の発行から随分間が空いてしまいましたが、おかげさまで第9号を発行することが出来ました。今後も定期的に発行していきたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。皆様からの寄稿もお待ちしております。

定着支援センターだより「つながり」
発行：三重県地域生活定着支援センター
〒514-0003
三重県津市桜橋2丁目131
三重県社会福祉会館5階
TEL:059-221-1025・1026 FAX:059-229-1314